

# 令和3年度健診事業 実施内容の説明

## 1 対象者

対象者は以下の(1)および(2)に区類されます。

今年度中に75歳に達する方（水色の受診券を持参された方）は、受診日時点の年齢で区分を判断してください。

また、特定健康診査対象者のうち今年度中に40歳となる方は、誕生日を迎える前でも受診できる点にご注意ください。

### (1) 特定健康診査

受診日当日に、次の要件をすべて満たす方が対象です。

ア 秋田市国民健康保険の被保険者

イ 次のどちらかの年齢要件を満たす方

(ア) 今年度中に40歳～74歳に達する方

(イ) 今年度中に75歳に達する方のうち、受診日時点で75歳に達していない方

### (2) 健康診査

ア 秋田市の後期高齢者医療制度の被保険者

イ 今年度中に75歳に達する方のうち、受診日時点で75歳に達している方

## 2 実施期間

受診券の有効期間は、令和3年7月1日から令和4年3月31日までです。

この範囲内で各健診実施医療機関の実施日時や定員などを設定してください。

## 3 健診実施内容

特定健康診査および健康診査の実施内容は以下の(1)から(7)までのとおりです。

実施にあたっては、資料1「平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」を遵守してください。

## (1) 受付

受付では、以下の表の内容を確認してください。

項目	内容
受診券の年度表示	「令和3年度」の受診券であることを確認してください。
質問票の確認	受診券裏面の質問票の各設問の回答がすべて記入されていることを確認し回収してください。 今年度中に75歳に到達する方は75歳に達した時点で質問票が健康診査の内容に変わります。ご注意ください。
保険証の確認	保険証（資格証明書を含む）で本市国保又は後期高齢者医療制度の被保険者であることを確認してください。

### ※受付で受診券紛失が判明した場合

原則として本人から当課へ受診券の再交付申請が必要となりますが、健診実施医療機関からの依頼でも再交付ができます。

受診者が受診券を持参していなかった場合も、健診実施医療機関から再交付依頼が行われ、当課で受診資格を確認できた場合は健診を行うことができます。

受診者自身が再交付手続を行うことが難しい場合は当課へお問合せください。

※令和2年度より、後期高齢者医療制度健康診査について、質問票の内容が変更となっています。今年度75歳に到達する方には特定健診、健康診査両方の質問票を送付しますので、受診日時点で正しい質問票に記入しているかご確認ください。

### ※75歳に到達した方が特定健診の質問票に記入していた場合

同封しております健康診査受診券の質問票をコピーし、記入・提出していただくよう対応をお願いします。

**【注意】**保険証の確認を怠るなど、医療機関の責に帰すべき理由で受診できない方に健診を実施した場合の費用は、お支払いできませんのでご注意ください。

## (2) 検査

検査にあたっての実施方法および判定基準は、資料1（2ページから5ページまで）に記載されている内容を遵守してください。

また、検査項目については資料2、詳細項目（貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査）の実施基準は資料3を参照してください。

## 【注意】

- ・血清クレアチニン検査は、医師の判断により詳細項目として実施しなかった場合でも、追加項目として実施し、eGFRを算出してください（追加項目として実施した場合は、実施理由の入力は不要です。）。
- ・HbA1cの検査は、空腹時又は随時血糖にかかわらず行ってください。
- ・生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している方への尿検査は省略できます。その場合、医師の診断（判断）欄に省略した理由を記入してください。

### (3) 受診者へ結果説明

受診者から求めがあった際は、健診結果の説明を行ってください。その際、各健診実施機関で作成した健診結果を受診者に渡す等の対応は任意とします。

なお、今年度および過年度の健診結果が記載された通知は、受診月の翌々月の末までに当課から本人へ郵送します。

### (4) 請求用データの作成

各健診実施医療機関で、請求用データを作成してください。

データ作成は、独自にシステムを調達する方法や代行入力機関に委託する方法があります。各健診実施医療機関で方法をご検討ください。

### (5) 国保連へ請求

国保連への請求データの提出期限は、健診実施月の翌月5日（5日が土、日および国民の祝日の場合は、その翌日）までです。

代行入力機関等を利用されている場合は、その事業者と直接日程を調整してください。

### (6) 回収した受診券の保存

回収した受診券は健診実施医療機関で保存してください。

保存期間については、医師法第24条の規程を準用し、今年度の健診終了後から5年間保存を、保存場所の確保が困難な場合等でやむを得ず廃棄する場合であっても1年間は保存して下さるようお願いいたします。

### (7) 費用精算

委託料は国保連へ請求用データを提出した月の翌月に、国保連から支払われます。

#### 4 診療情報の提供

特定健康診査の実施に代えて、治療中患者の診療情報の提供をしていただくこともできます。診療情報の提供は特定健診受診率の向上にもつながるため、対象者がいる場合は積極的な情報提供にご協力をお願いします。

対象者等は、以下の(1)および(2)を参照してください。

##### (1) 対象者

以下の表の項目すべてを満たす方は、診療情報の提供の対象者となります。ただし、本人が健診の受診を希望する場合は、特定健診を実施してください。

項目	内容
被保険者の資格	秋田市国保に加入している。 ※後期高齢者医療制度加入者は対象となりません。
受診券の表示	診療情報の提供に関する文章が印字された受診券を持参している（資料4を参照してください。）。
本人同意	本人が診療情報の提供に同意している。
検査の実施	直近3か月以内に特定健康診査と同等以上の検査をすでに実施している。

##### (2) 実施内容

###### ア 受付

受付では以下の表の内容を確認してください。

項目	内容
受診券	「令和3年度」の受診券であることを確認してください。
署名欄	本人から別添の診療情報提供票の同意欄に日付の記入と署名をしてもらい、内容を確認してください。障害等で自署できない場合は、本人の意思を確認のうえ代筆してください。
質問票の確認	質問票の各設問の回答がすべて記入されていることを確認し、受診券を回収してください。
保険証の確認	保険証（資格証明書を含む）で、本市国保の被保険者であることを確認してください。

##### ※受付で受診券紛失が判明した場合

健診実施時とおおむね同様の取扱いとなります。（本書2ページ参照）

**【注意】** 保険証の確認を怠るなど、健診実施医療機関の責に帰すべき理由で対象ではない方について診療情報提供を行った場合の費用は、お支払いできませんので注意してください。

#### イ 診療情報提供票の作成

別添の「特定健康診査に係る治療中患者の診療情報提供票」に必要事項を記入のうえ、対象者の受診券を添付してください。

なお、基本項目で不足している項目（腹囲など）がある場合は追加で検査を実施せずに特定健診の受診を勧めてください。

**【注意】** 最初に行われた検査の実施日から医師の判断日までの期間が3か月を超えた場合は診療情報の提供の対象となりません。

#### ウ 提供書の提出

別添の「治療中患者の診療情報の提供実績報告書」に必要事項を記載のうえ、「治療中患者の診療情報の提供書」とあわせて、実施月の翌月10日までに当課に到達するように郵送してください。

#### エ 費用精算

請求書に記載されている金融機関の口座に本市から直接情報提供料が支払われます。振込先金融機関の情報について、記載誤りにご注意ください。

**【注意】** 今年度から提供票、報告書等への押印が不要となります。記載例をご確認ください。

また、押印の廃止に伴い書類受領後にご担当者様の在籍確認のため電話を差し上げる場合があります。

お手数をおかけしますがご協力をお願いします。

## 5 委託料

今年度の委託料は以下の(1)から(3)までのとおりです。

本市の場合、基本的な健診の項目部分に受診者への結果説明が含まれていることから県内他市町村と金額が異なる点にご注意ください。

### (1) 秋田市国民健康保険加入者の特定健康診査

対象	項目	単価 (税込)
全員実施	基本的な健診項目	7,765円
	血清クレアチニン、eGFR	121円
	尿酸	121円
医師の判断により 実施（実施理由の 記載が必要）※実 施基準は資料3参 照	貧血検査	231円
	心電図検査	1,650円
	眼底検査	1,232円
	血清クレアチニン、eGFR	121円

### (2) 秋田市の後期高齢者医療制度加入者の健康診査

対象	項目	単価 (税込)
全員実施	基本的な健診項目	7,545円
	血清クレアチニン、eGFR	121円
	尿酸	121円
医師の判断により 実施（実施理由の 記載が必要）※実 施基準は資料3参 照	貧血検査	231円
	心電図検査	1,650円
	眼底検査	1,232円
	血清クレアチニン、eGFR	121円

### (3) 秋田市国民健康保険加入者の診療情報提供

対象	項目	単価 (税込)
同意者のみ実施	診療情報の提供	3,300円

## 6 健診結果データの修正等

国保連に報告済みの検査結果数値等の修正については別添の「データ修正連絡票」の提出をお願いします。

### (1) データ修正連絡票の対象となる修正

既往歴や検査数値の入力誤りなどが対象となります。

### (2) データ修正連絡票の対象とならない修正

検査項目に変更が生じるものや請求金額の修正が生じるものは国保連への健診結果データ再提出が必要となります。

この修正の過程が記録に残るため、連絡票の提出は不要です。

### (3) 報告者名および印鑑

「代表者（又は担当医師）名」は、健診実施機関の代表者又は検査を担当された医師の氏名をご記入ください。

**【注意】**今年度から押印が不要となります。記載例をご確認ください。

## 7 関係法令等

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令
- (3) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準
- (4) 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に関する大臣告示
- (5) 標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】
- (6) 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）

## 8 お問い合わせ先

県内他市町村の健診の実施に関するお問合せは、それぞれの市町村又は秋田県長寿社会課国保・医療指導室へご連絡ください。

秋田県健康福祉部長寿社会課国保・医療指導室

直通：018-860-1351

## 9 ホームページ

秋田市ホームページのサイト内検索において、ページ番号「1019582」を検索してください。

今回お届けした資料や様式のデータをダウンロードしていただけます。